

品川区日常生活用具給付等事業に係る協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、品川区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）が、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」および甲が定めた「日常生活用具給付等事業運営要綱」に基づき、日常生活上の便宜を図るための用具（以下「用具」という。）を必要とする障害者および障害児の保護者（以下「障害者等」という。）に対し、用具の給付または貸与（以下「用具の給付等」という。）をおこなうために、必要な事項を定めるものとする。

(日常生活用具の納入等)

- 第2条 甲は、障害者等からの申請に基づき、用具名および用具の基準額、利用者負担額、公費負担額をそれぞれ決定し、「日常生活用具給付券」（以下「給付券」という。）を障害者等へ交付した場合は、乙に対して必要な事項を通知しなければならない。
- 2 乙は、障害者等から給付券の提示があったときは、前項の通知に記載された用具の給付等を行い、取扱説明等を行わなければならない。
- 3 乙は、履行完了時に障害者等から受領確認を得た給付券を受け取るものとする。また、給付券に利用者負担額が記載されているときは、乙は障害者等からこれを徴し、領収書を交付しなければならない。
- 4 乙は、用具の給付等の履行完了後、障害者等の過失による損傷および天災または火災等乙の責に帰すべきでない事由による場合を除き、9月以内に生じた損傷について現状に復する責を負うものとする。ただし、ストマ用器具、紙おむつ等、埋込型人工鼻についてはこの限りでない。
- 5 乙が居宅生活動作補助用具（小規模改修）の給付に伴い、住宅改修を実施した場合には、工事完了後、甲は現地調査等を行い、工事の施行状況が適当であるか確認する。その際、工事施工瑕疵が認められた場合は、甲は乙に対し改善を命じることができる。また、障害者等が工事計画の内容を著しく変更して乙に工事を指示したことが明らかに認められた場合、甲はこの事業の給付を取り消すことができる。
- 6 前項の規定により給付を取り消した場合、乙に損害が生じても、甲はその責に任じないものとする。
- 7 乙は、用具の給付等にあたっては、差別的取扱いをせず、親切丁寧に行わなければならない。  
(公費負担額の請求等)
- 第3条 乙は、公費負担額を甲に請求する場合、第2条1項に規定する通知に記載された公費負担額を請求するものとする。その際、請求書に障害者等から受領確認を得た給付券を添付し、甲に提出するものとする。なお、実際に給付した用具が用具の基準額に満たなかった場合、現物給付に要した費用に相当する額から利用者負担額を控除した額を公費負担額とする。
- 8 乙は、前項の規定に基づく請求書を受理した場合は、履行内容および請求金額等を確認の上、公費負担額を支払わなければならない。  
(領収書の保存)
- 9 乙は、用具の給付等に関する帳簿および関係書類を、その完結した日から5年間保存し、甲の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。

代表者印

<契印>

1 ページ目の製本テープ部分（下欄）に代表者印を1箇所押印してください。

（各ページの綴じ目には押印不要です）

(報告等)

第5条 甲は乙に対して、この協定の実施に関して必要な報告を徴し、説明を求めることができる。

(協定の取消し)

第6条 甲は、次の場合には乙に対して一方的にこの協定を取り消すことができる。

- (1) 甲において、乙が完全に本協定書を履行することが困難であると認めたとき
- (2) 乙が、正当な理由がなくして本協定書に反したとき
- (3) 乙が、本協定書の履行につき不正な行為を行ったとき
- (4) 乙が、不正行為等により行政庁から処分を受けたとき

2 前項の規定により本協定を取り消したことに乙に損害が生じた場合において、甲はその責を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 乙は、個人情報の保護にあたっては、別紙「個人情報を取り扱う委託契約の特記事項」の受託者としての責務を遵守するものとする。

(不正利得の徴収等)

第8条 乙はこの協定によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(協議事項)

第9条 この協定書に定めのない事項および疑義が生じた場合の取扱いについては、別途甲乙協議の上、決定する。  
(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から翌年3月31日とする。  
(自動更新)

第11条 この協定の有効期間の終了1月前までに協定当事者のいずれか一方より何等かの意思表示のないときは、協定の終期の翌日において向こう1年間順次協定を更新したものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都品川区広町二丁目1番36号  
品川区

代表者 品川区長 森澤 恭子

乙

東京都品川区広町〇丁目〇番  
有限会社 品川用具  
取締役 品川 太郎

代表者印

貴社名、代表者氏名、所在地を記入の上、代表者印を押印してください。